

庄原グローバル・ドローンイノベーション協議会規約

(名称)

第1条 この会は、「庄原グローバル・ドローンイノベーション協議会(以下、「協議会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、庄原市における様々な場面において、ドローン(無人航空機)の積極的な利活用を推進するとともに、ドローンの技術を活用した市内産業の発展と起業につなげるために必要な活動を行う。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)ドローンの安全・適法な利活用に関する情報収集、情報提供及び実証事業
- (2)ドローンの普及に資するイベント、セミナー等の企画開催
- (3)ドローン関連諸機関、団体、研究機関、教育機関等との情報交換、連携および協力
- (4)フライトエリアの運営管理に関すること
- (5)ドローン操縦者の育成、登録管理に関すること
- (6)会員相互の意見交換会の実施
- (7)その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次のいずれかを満たす庄原市内に所在する個人及び団体のほか、会長が必要と認める市外の団体等により構成する。

- (1)協議会の目的に賛同する、ドローン技術の活用を検討している個人及び団体
- (2)協議会の事業を賛助するために入会を希望する個人及び団体
- (3)庄原市

(加入脱退)

第5条 協議会への加入及び脱退は、会員の自由意志で決定し、会長に届け出ることにより効力を生ずる。

(役員)

第6条 協議会の業務を円滑に運営するため、次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名以内
- (3)監 事 2名

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員を選任)

第7条 役員は、会員の互選により選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員報酬等)

第9条 役員は無報酬とする。ただし、必要に応じて実費を弁償することができる。

(アドバイザーの設置)

第10条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、協議会の目的を達成するため、情報提供や実施する事業において、専門的見地からの必要な助言を行う。
- 3 アドバイザーは、必要に応じてドローン操縦技術を実践している企業等から会長が招へいする。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、次の事項を決定する。

- (1)規約に関する事項
 - (2)解散
 - (3)役員を選任又は解任
 - (4)事業の推進に関する事項
 - (5)予算、決算に関する事項
 - (6)その他協議会の運営に関する重要事項
- 2 会議は、会員の過半数以上の出席で成立するものとする。
 - 3 会議の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要のある時、会員以外の者に会議出席を求めることができる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、補助金、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第 13 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

ただし、平成 30 年度は平成 31 年 2 月 22 日に始まり、平成 31 年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、庄原市企画振興部いちばんづくり課に事務局を置き、事務局長は課長の職にある者をもって充てる。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 31 年 2 月 22 日から施行する。